

資料編

資料編目次

主な事業の内容……………	23	貸出金に関する指標……………	30
貸借対照表……………	24	有価証券等に関する指標……………	31
損益計算書及び剰余金処分計算書……………	25	自己資本の充実の状況 （自己資本比率規制の第3の柱）……………	33
貸借対照表注記、損益計算書注記……………	26	役職員の報酬体系の開示……………	42
主要な業務の状況を示す指標……………	29	手数料一覧（消費税込み）……………	43
預金に関する指標……………	29		

主な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受け入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものを除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
 - (6) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本銀行、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、西日本建設業保証株式会社、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、年金積立金管理運用独立行政法人、公益社団法人全国市街地再開発協会、独立行政法人福祉医療機構、一般社団法人全国石油協会
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (8) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
信金中央金庫、株式会社りそな銀行
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (14) 金融等デリバティブ取引（(5)及び(12)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が(5)の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には差金の授受によって決済されるものに限る。）（(2)の業務に該当するものを除く。）
 - (16) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
 - (17) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の7の5第1項により行う共済募集
 - (3) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - (4) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - (5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (6) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (7) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集

貸借対照表

貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

資産勘定	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
■資産の部		
現金	3,505	3,960
預け金	148,379	157,017
買入金銭債権	807	575
有価証券	188,748	186,960
国債	24,339	23,193
地方債	21,858	20,271
社債	73,195	73,804
株式	2,444	3,043
その他の証券	66,909	66,647
貸出金	217,289	219,009
割引手形	1,415	1,563
手形貸付	10,448	9,896
証書貸付	199,610	201,992
当座貸越	5,815	5,557
その他資産	2,711	3,735
未決済為替貸	131	292
信金中金出資金	2,011	2,761
前払費用	15	34
未収収益	540	591
その他の資産	12	55
有形固定資産	5,476	5,518
建物	1,562	1,533
土地	3,566	3,566
リース資産	80	147
建設仮勘定	2	—
その他の有形固定資産	263	270
無形固定資産	72	75
ソフトウエア	12	15
その他の無形固定資産	59	59
繰延税金資産	3,759	3,809
債務保証見返	3,134	3,228
貸倒引当金	△3,024	△2,982
(うち個別貸倒引当金)	(△2,834)	(△2,808)
資産の部合計	570,860	580,908

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

負債及び純資産勘定	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
■負債の部		
預金積金	527,446	535,842
当座預金	24,175	22,092
普通預金	209,461	228,076
貯蓄預金	214	230
通知預金	1,090	300
定期預金	270,507	266,328
定期積金	18,666	16,230
その他の預金	3,330	2,583
その他負債	1,192	1,434
未決済為替借	184	386
未払費用	152	160
給付補填備金	2	1
未払法人税等	394	416
前受収益	153	133
払戻未済金	1	1
払戻未済持分	12	4
職員預り金	128	119
リース債務	87	165
資産除去債務	12	12
その他の負債	62	31
賞与引当金	143	142
役員賞与引当金	13	13
退職給付引当金	130	105
役員退職慰労引当金	239	234
睡眠預金払戻損失引当金	9	8
偶発損失引当金	352	420
債務保証損失引当金	7	6
債務保証	3,134	3,228
負債の部合計	532,669	541,438

■純資産の部

出資金	969	969
普通出資金	969	969
利益剰余金	44,335	45,630
利益準備金	969	969
その他利益剰余金	43,365	44,661
特別積立金	41,719	43,019
(圧縮積立金)	(19)	(19)
当期末処分剰余金	1,645	1,641
会員勘定合計	45,304	46,600
その他有価証券評価差額金	△7,113	△7,129
評価・換算差額等合計	△7,113	△7,129
純資産の部合計	38,190	39,470
負債及び純資産の部合計	570,860	580,908

※記載金額で「—」は、該当金額なしを表示しております。

※記載金額で「0」は、該当金額があるものの単位未満の額を表示しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書及び剰余金処分計算書

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年度 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
経常収益	6,610	6,974
資金運用収益	5,828	5,947
貸出金利息	3,718	3,691
預け金利息	241	385
有価証券利息配当金	1,812	1,816
その他の受入利息	55	54
役務取引等収益	660	655
受入為替手数料	313	320
その他の役務収益	346	335
その他業務収益	67	110
外国通貨売買益	0	0
国債等債券売却益	36	—
国債等債券償還益	0	0
その他の業務収益	29	109
その他経常収益	54	260
貸倒引当金戻入益	—	42
償却債権取立益	11	0
株式等売却益	42	216
その他の経常収益	0	0
経常費用	4,806	5,133
資金調達費用	75	74
預金利息	69	69
給付補填備金繰入額	1	0
その他の支払利息	4	3
役務取引等費用	569	578
支払為替手数料	97	98
その他の役務費用	472	480
その他業務費用	149	544
国債等債券売却損	—	120
国債等債券償還損	147	227
国債等債券償却	—	194
その他の業務費用	1	1
経 費	3,720	3,827
人件費	2,395	2,457
物件費	1,197	1,242
税金	127	127
その他経常費用	291	108
貸出金償却	—	0
貸倒引当金繰入額	134	—
株式等売却損	—	5
株式等償却	25	—
偶発損失引当金繰入額	70	—
その他の経常費用	60	103
経常利益	1,804	1,841
特別利益	—	—

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年度 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
特別損失	0	3
固定資産処分損	0	3
税引前当期純利益	1,803	1,837
法人税、住民税及び事業税	521	546
法人税等調整額	△30	△43
法人税等合計	490	503
当期純利益	1,313	1,334
繰越金（当期首残高）	332	307
当期末処分剰余金	1,645	1,641

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年度 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
当期末処分剰余金	1,645	1,641
積立金取崩額	—	0
利益準備金限度超過取崩額	—	0
剰余金処分額	1,338	1,338
利益準備金	0	—
普通出資に対する配当金	38	38
特別積立金	1,300	1,300
繰越金（当期末残高）	307	302

※記載金額で「—」は、該当金額なしを表示しております。

※記載金額で「0」は、該当金額があるものの単位未満の額を表示しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査

令和4年度、令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性の確認

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和6年6月18日

西兵庫信用金庫 理事長

桑垣 喜一

貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記2. と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	30年	～	50年
その他	5年	～	10年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てており、その他の債権は、当該キャッシュ・フローによる回収可能額を総合的に判断して算出した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により引き当てております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した融資部が査定結果を検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は538百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 11-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異…各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

- 11-2. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	1,680,937百万円
--------	--------------

年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△ 89,255百万円

- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
（自令和5年3月1日至令和5年3月31日）
0.2988% （掛金拠出割合按分額 5,385百万円）

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の損益計算書上、特別掛金58百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
16. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。

このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 2,982百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8. に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急融資等の融資先については返済が始まっておりますが、資金繰りについて足元は概ね安定しており、少なくとも現時点において今後1年間に重要な倒産等につながる事象が発生していることは想定しておらず、当金庫の貸出金等信用リスクへの影響は限定的であるとの仮定を置いております。

当該仮定は不確実性が高く、経済活動の回復度合いや特定の貸出先・業種の将来の業績への影響が変化した場合には、貸倒引当金は増減する可能性があります。

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
45百万円
19. 子会社等の株式の総額
10百万円
20. 子会社等に対する金銭債権総額
37百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額
5,487百万円
22. 信用金庫及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,440百万円
危険債権額	7,601百万円
三月以上延滞債権額	137百万円
貸出条件緩和債権額	151百万円
合計額	10,331百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,563百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	401百万円
預け金（定期預金）	200百万円
担保資産に対応する債務	
預金	7,822百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金（定期預金）6,000百万円を差し入れております。	

25. 出資1口当たりの純資産額 2,035円47銭

26. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行う方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当金庫は、ローン取扱要領及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において検討し理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、ALM委員会において管理状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、必要があれば理事会に報告しております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析やVaR分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

- (ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに為替感応度分析により管理しております。

- (iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会にて承認された資金運用計画に基づき、資金運用規程に従って行われております。

このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの調整を図っております。

これらの情報は、ALM委員会にて定期的に報告されております。

- (iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、

に、デリバティブ取引管理規則に基づき実施する方針であります。

- (v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」「有価証券」「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し管理しております。そのうち「有価証券」については、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間250日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で21,177百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	157,017		
未収利息(預け金利息)	212		
小 計	157,230	155,970	△1,259
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,761	2,746	△15
その他有価証券	184,175	184,175	—
小 計	186,936	186,921	△15
(3) 貸出金(*1)	219,009		
未収収益(貸出金利息)	133		
貸倒引当金(*2)	△2,807		
小 計	216,335	215,382	△952
金融資産計	560,502	558,274	△2,227
(1) 預金積金(*1)	535,842		
未払費用(預金利息)	37		
小 計	535,879	535,839	△40
金融負債計	535,879	535,839	△40

(*1) 貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

- (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

- (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格又は運用会社の提示する価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.と29.に記載しております。

- (3) 貸出金

貸出金は、以下の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外の債権については、貸出金の期間（変動金利によるものは

次回の金利更改期まで）に基づく区分ごとに、元利金の合計額を
 同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価
 額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、商品
 グループごとに一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フ
 ローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる
 金額として記載しております。

その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いて
 おります。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、
 金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*)	10
非上場株式(*)	13
信金中金出資金(*)	2,761
合 計	2,785

子会社株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会
 計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指
 針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはし
 ておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	65,817	59,700	5,000	26,500
有価証券	4,300	38,319	47,120	73,936
満期保有目的の債券	41	1,263	294	1,162
その他有価証券のうち満期があるもの	4,259	37,055	46,826	72,773
貸出金(*2)	45,508	78,684	42,796	44,476
合 計	115,625	176,703	94,916	144,912

(*1) 満期のない要求払の預け金は「1年以内」に含まれております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先及び実質破綻先に対する債権等、償還予定額
が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	477,243	57,009	0	112
合 計	477,243	57,009	0	112

預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。ま
 た、延滞・期日経過後預金は含めておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
 これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の
 証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。以下29.まで同
 様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	599	616	17
	社 債	200	206	6
	その他	201	201	0
	小 計	1,000	1,024	23
時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	962	930	△32
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	1,374	1,366	△7
	小 計	2,336	2,296	△40
合 計		3,336	3,320	△16

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	2,742	1,693	1,048
	債 券	10,973	10,785	187
	国 債	2,155	2,081	73
	地方債	2,585	2,535	49
	社 債	6,232	6,168	63
	その他	17,930	17,091	839
	小 計	31,645	29,570	2,074
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	301	337	△36
	債 券	104,534	111,730	△7,196
	国 債	20,075	22,270	△2,194
	地方債	17,086	18,775	△1,688
	社 債	67,372	70,685	△3,312
	その他	47,717	52,417	△4,699
	小 計	152,553	164,485	△11,932
合 計		184,198	194,056	△9,857

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	664	194	5
債 券	1,086	—	120
国 債	1,086	—	120
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	161	22	—
合 計	1,912	216	126

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から
 の融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違
 反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であ
 ります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,544百万円であり
 ます。このうち契約残存期間が1年以内のものが15,942百万円ありま
 す。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるた
 め、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フ
 ローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金
 融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫
 が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが
 できる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応
 じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め
 定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契
 約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ
 次のとおりであります。

繰延税金資産

(単位：百万円)

貸倒引当金	659
退職給付引当金	29
減価償却費	49
その他有価証券評価差額金	2,727
その他	369
繰延税金資産小計	3,835
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 17
繰延税金資産合計	3,817
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△ 7
その他	△ 0
繰延税金負債合計	△ 8
繰延税金資産の純額	3,809

損益計算書注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 600千円
子会社との取引による費用総額 76,312千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 68円81銭